

輸出国における検疫措置を必要とする植物に係る輸入検疫実施要領（平成 10 年 3 月 30 日付け 10 農産第 2122 号農産園芸局長通達）の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（目的及び定義）</p> <p>第 1 （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 規則別表 1 の 2 の 1 の項、2 の項、5 の項及び 9 の項から 14 の項までの植物の欄に掲げる生植物並びに規則別表 2 の 2 の 1 の項から <u>6 の項まで、8 の項から 19 の項まで、21 の項、27 の項、32 の項、39 の項</u>及び 40 の項の植物の欄に掲げる生植物であって、試験管、フラスコ等の中で無菌的に培養かつそれらに封入され、これらの項に掲げる検疫有害動植物が付着しない状態で輸入される植物は、検疫措置要求植物等に該当しないものとする。</p> <p>8 （略）</p> <p>（輸入検査及び措置）</p> <p>第 5 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 植物防疫官は、輸入検査の結果、規則別表 1 の 2 の 1 の項及び 3 の項から 5 の項まで並びに規則別表 2 の 2 の 1 の項及び <u>2 の項</u>に掲げる検疫有害動植物の付着を認めた場合は、前項の規定にかかわらず、自ら当該植物を消毒し、又は輸入者若しくは管理者に消毒すべきことを命じることができる。</p> <p>別記 2（第 2 関係）</p>	<p>（目的及び定義）</p> <p>第 1 （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 規則別表 1 の 2 の 1 の項、2 の項、5 の項及び 9 の項から 14 の項までの植物の欄に掲げる生植物並びに規則別表 2 の 2 の 1 の項から 19 の項まで、21 の項、27 の項、32 の項及び 40 の項の植物の欄に掲げる生植物であって、試験管、フラスコ等の中で無菌的に培養かつそれらに封入され、これらの項に掲げる検疫有害動植物が付着しない状態で輸入される植物は、検疫措置要求植物等に該当しないものとする。</p> <p>8 （略）</p> <p>（輸入検査及び措置）</p> <p>第 5 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 植物防疫官は、輸入検査の結果、規則別表 1 の 2 の 1 の項及び 3 の項から 5 の項まで並びに規則別表 2 の 2 の 1 の項、<u>2 の項及び 7 の項</u>に掲げる検疫有害動植物の付着を認めた場合は、前項の規定にかかわらず、自ら当該植物を消毒し、又は輸入者若しくは管理者に消毒すべきことを命じることができる。</p> <p>別記 2（第 2 関係）</p>

規則別表2の2に掲げる植物に係る基準の実施に関する輸出国への要求事項

検疫有害動植物	要求事項
1～6 (略)	(略)
7 <u>削除</u>	(削る)
8～38 (略)	(略)
39 <u>Clavibacter nebraskensis</u> (トウモロコシ葉枯細菌病菌)	<p>(1) <u>種子及び果実について</u> 親植物について、生育最盛期に栽培地検査を行って本細菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p>(2) <u>生植物について</u> 本細菌の発生が確認されていないほ場(栽培施設を含む。)で栽培され、当該植物の生育期間中に栽培地検査を行って本細菌の発生がないことを確認し、</p>

規則別表2の2に掲げる植物に係る基準の実施に関する輸出国への要求事項

検疫有害動植物	要求事項
1～6 (略)	(略)
7 <u>Tuta absoluta</u> (トマトキバガ)	当該植物の収穫までの2か月間、本害虫について <u>トラップによる監視及び防除が十分に行われたほ場(栽培施設を含む。)</u> で栽培され、定期的に栽培地検査を行って本害虫の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
8～38 (略)	(略)
39 <u>Clavibacter michiganensis</u> subsp. <u>nebraskensis</u> (トウモロコシ葉枯細菌病菌)	<p><u>採種用の親植物について</u>、生育最盛期に栽培地検査を行って本細菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p>(新設)</p>

	<u>その旨を検査証明書に追記すること。</u>		
40・41 (略)	(略)	40・41 (略)	(略)

附 則

この改正は、令和8年6月18日から施行する。ただし、第1の7の改正規定中「32の項」の下に「、39の項」を加える部分及び別記2の39項に係る改正規定は、同年12月17日から施行する。